

神戸市週休2日制工事実施要領（建築・建築設備工事）の 一部改定について

1. 改定内容：別添新旧対照表を参照ください。

以下の内容について改定を行う。

1) 発注方式について（考え方）

原則“発注者指定方式”とする。なお、現場閉所によらず労働基準時間を順守することなどが想定される工種は、“受注者希望方式”とする。

2) 受注者希望方式の見直し

“受注者希望方式”に限り、週休2日が未達成の場合に減額変更するのではなく、達成出来た場合に増額変更することとする。

3) 対象外工事規定の削除

原則神戸市が発注する全ての建築及び建築設備工事を対象とする。

※下記工事については、適用外工事として職員向けQAに位置付け

- ・災害復旧工事（労働基準法第33条第1項に該当する災害の場合）
- ・対象期間が6日に満たない工事

4) その他見直し

- ・夜間工事の現場閉所の考え方を追記
- ・工事成績評定における週休2日制達成加点の廃止
※適用日前に契約締結した工事については、従前の取扱いとする。
- ・建築工事の執務並行改修補正に関する記述を精査

2. 適用日

令和6年4月1日